

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によること とした会計法令の根拠 条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備考
旭川開発建設部管内 道路気象情報提供	半谷 敬幸 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和7年4月1日	一般財団法人日本気象協会北海道支社 北海道札幌市中央区北4条西23丁目	4013305001526	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	17,919,000	17,919,000	100.00%	－	
旭川開発建設部 洪水予測システム情報外提供	半谷 敬幸 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和7年4月1日	一般財団法人日本気象協会北海道支社 北海道札幌市中央区北4条西23丁目	4013305001526	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	14,014,000	14,003,000	99.92%	－	
石狩川水系忠別川総合水防演習 運営補助	半谷 敬幸 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和7年4月1日	一般財団法人北海道河川財団 北海道札幌市北区北七条西4丁目5－1	5430005010343	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	17,633,000	17,622,000	99.93%	－	
敷地賃貸借(富良野地域農業開発事業所)	半谷 敬幸 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和7年4月1日	富良野市 北海道富良野市弥生町1番1号	9000020012297	7・会計法第29条の3第4項 ・当部では、富良野地域農業開発事業所庁舎敷地として、富良野市から土地を借受しているところであるが、事業遂行のため引き続き庁舎敷地を確保する必要があり、契約の相手方が一に服 定されるものである。	1,909,179	1,909,179	100.00%	－	
河川情報共有システム外借入及び保守(単価契約)	半谷 敬幸 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和7年4月1日	株式会社岩崎 北海道札幌市中央区北4条東2丁目1番地	7430001001757	・会計法第29条の3第4項 ・過年度において複数年度の賃貸借期間を前提に一般競争により契約を締結したものであり、賃貸借期間満了まで契約を継続する必要があるため。	13,880,328	13,880,328	100.00%	－	
士別河川防災ステーション等維持管理委託業務	半谷 敬幸 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和7年4月1日	士別市 北海道士別市東6条4丁目1番地	4000020012203	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、河川管理者北海道開発局長と士別市長がそれぞれ部分所有する防災ステーション及び防災ステーションに河川管理者が設置した河川管理施設等を洪水時等に水防活動、緊急復旧活動拠点として使用し、又は平常時に河川事業の啓蒙及び一般利用者の安全な使用に供するため、平成18年4月に維持管理運営に係る業務の内容等について必要な事項を定めており、河川法第99条に基づき士別市に委託して業務の円滑な実施を図る必要があるため。	9,969,943	9,969,943	100.00%	－	
十勝岳火山砂防情報センター維持管理委託業務	半谷 敬幸 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和7年4月1日	美瑛町 北海道上川郡美瑛町本町4丁目6番1号	8000020014591	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、当該情報センターが十勝岳火山情報の提供基地として機能を保持し、砂防事業の必要性について広く一般に啓蒙する施設として機能させるため、平成4年10月に維持管理方法などについて定めており、当該情報センターのある美瑛町に委託して安全かつ円滑な管理運営を図る必要があるため。	14,324,000	14,324,000	100.00%	－	
名寄融雪溝維持管理委託業務	半谷 敬幸 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和7年4月1日	名寄市 北海道名寄市大通南1丁目1番地	4000020012211	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、一般国道40号の名寄融雪溝の公共的機能を確保し、適正な維持管理を行うため、平成11年12月に地元自治体の名寄市と施設の維持管理等について必要な事項を定めており、名寄市に委託して融雪溝利用の業務の円滑な実施を図る必要があるため。	21,495,000	21,495,000	100.00%	－	
旭川市中央地区流雪溝共用施設維持管理業務	半谷 敬幸 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和7年4月1日	旭川市 北海道旭川市6条通9丁目	9000020012041	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、旭川市中央地区における流雪溝の公共的機能を確保し、適正な維持管理を行うため、平成7年2月に地元自治体の旭川市外と施設の維持管理等について基本的な事項を定めており、旭川市に委託して流雪溝の安全かつ円滑な管理運営を図る必要があるため。	13,950,638	13,950,638	100.00%	－	
下川流雪溝共用施設維持管理委託業務	半谷 敬幸 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和7年4月1日	下川町 北海道上川郡下川町幸町63番地	9000020014681	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、一般国道239号を含む道路等における下川流雪溝の公共性及び利用者の利便を保持し、適正な維持管理を行うため、平成14年4月に地元自治体の下川町外と施設の維持管理等について必要な事項を定めており、下川町に委託して流雪溝の安全かつ円滑な管理運営を図る必要があるため。	9,558,407	9,558,407	100.00%	－	
士別市流雪溝共用施設維持管理委託業務	半谷 敬幸 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和7年4月1日	士別市 北海道士別市東6条4丁目1番地	4000020012203	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、一般国道40号を含む道路等の士別市街に設置された流雪溝の公共性及び利用者の利便を保持し、適正な維持管理を行うため、平成7年9月に地元自治体の士別市外と施設の維持管理等について基本的な事項を定めており、士別市に委託して流雪溝の安全かつ円滑な管理運営を図る必要があるため。	20,602,317	20,602,317	100.00%	－	
雪堆積場に関する協定に係る負担金	半谷 敬幸 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和7年4月1日	旭川市 北海道旭川市6条通9丁目	9000020012041	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、旭川道路事務所管内の旭川市内における雪堆積場解体等を行うため、旭川市が設けた雪堆積場に関する協定により、旭川市に投雪量に応じた費用を負担する必要があるため。	17,925,795	17,925,795	100.00%	－	
旭川開発建設部 危機管理演習運営	半谷 敬幸 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和7年4月10日	日本データサービス株式会社 北海道札幌市東区北十六条東19丁目1番14号	9430001020986	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	11,986,568	11,979,000	99.93%	－	
琴平～茂島間 水質外資料作成	半谷 敬幸 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和7年4月10日	国立大学法人北海道大学 北海道札幌市北区北8条西5丁目	6430005004014	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	12,221,000	11,996,952	98.16%	－	
琴平～茂島間 動物環境外資料作成	半谷 敬幸 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和7年4月10日	国立大学法人北海道大学 北海道札幌市北区北8条西5丁目	6430005004014	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	10,197,000	9,969,234	97.76%	－	
音威子府バイパス建設事業に関わる自然環境監視	半谷 敬幸 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和7年4月10日	特定非営利活動法人ECOの声 北海道中川郡中川町字中川289番地2	1450005002508	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	3,102,000	3,090,959	99.64%	－	
旭川開発建設部管内 地域共創の取組に関する作業補助業務	半谷 敬幸 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和7年4月17日	公益財団法人はまなす財団 札幌市中央区北5条西6丁目2番地の2	9430005010380	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	11,990,000	11,990,000	100.00%	－	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
土地改良法第89条の2及び同法施行令第51条の2の規定に基づく国営大雪東川第一土地改良事業(国営緊急農地再編整備事業)及び国営大雪東川第二土地改良事業(国営緊急農地再編整備事業)の換地処分等	半谷 敬幸 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和7年5月16日	北海道 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	7000020010006	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業大雪東川第一地区及び国営緊急農地再編整備事業大雪東川第二地区の事業計画に基づき、換地計画の策定を行うものである。 本業務の遂行に当たり、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣は、国営土地改良事業について、その事業の性質上、国の行う換地処分等の必要があるときは、換地計画を定めなければならないとされている。また、土地改良法施行令第51条の2において、土地改良法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係るものは、当該都道府県知事が行うこととされている。併せて、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領(昭和49年7月12日49構改B第1233号)の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約するものとされている。	40,086,600	40,086,600	100.00%	—	
土地改良法第89条の2及び同法施行令第51条の2の規定に基づく国営旭東東神楽土地改良事業(国営緊急農地再編整備事業)の換地処分等	半谷 敬幸 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和7年5月21日	北海道 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	7000020010006	・会計法第29条の3第4項 ・本業務の遂行に当たり、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣は、国営土地改良事業について、その事業の性質上、国の行う換地処分等の必要があるときは、換地計画を定めなければならないとされている。また、土地改良法施行令第51条の2において、土地改良法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係るものは、当該都道府県知事が行うこととされている。併せて、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領(昭和49年7月12日49構改B第1233号)の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約するものとされている。	81,098,500	81,098,500	100.00%	—	
土地改良法第89条の2及び同法施行令第51条の2の規定に基づく国営愛別地区土地改良事業(国営緊急農地再編整備事業)の換地処分等	半谷 敬幸 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和7年5月22日	北海道 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	7000020010006	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業愛別地区の事業計画に基づき、換地計画の策定を行うものである。 本業務の遂行に当たり、土地改良法第八十九条の二において、農林水産大臣は、国営土地改良事業について、その事業の性質上、国の行う換地処分等の必要があるときは、換地計画を定めなければならないとされている。また、土地改良法施行令第51条の2において、土地改良法第八十九条の二の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係るものは、当該都道府県知事が行うこととされている。併せて、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領(昭和49年7月12日49構改B第1233号)の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約するものとされている。	8,682,700	8,682,700	100.00%	—	

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。